

M S S T A R

MSスター ファンズ

ケイマン諸島籍契約型公募外国投資信託 (米ドル建)
オープン・エンド型 / 追加型

F U N D S

管理会社および投資運用会社：三田キャピタル・プライベート・リミテッド

MSスター ファンズ (以下「ファンド」といいます。) の受益証券 (以下「受益証券」といいます。) の発行業務およびファンド資産の運用業務を行います。

2019年6月4日シンガポールにおいて設立されました。2021年7月末現在、資本金の額は1,000,000シンガポール・ドル(約81百万円)、発行済株式総数は1,000,000株です。2021年7月末現在、管理会社が管理する投資信託はファンドのみです。

(注) シンガポール・ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2021年7月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1シンガポール・ドル=80.87円) によります。

受託会社：オジエ・グローバル・トラスティ(ケイマン) リミテッド

ファンドの受託業務およびファンド資産の保管業務を行います。

管理事務代行会社：アセント・ファンド・サービスズ (シンガポール) プライベート・リミテッド

ファンドの管理事務代行業務および登録・名義書換代行業務を行います。

代行協会員および販売会社：三田証券株式会社

ファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売および買戻 (換金) の取扱業務を行います。

- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。
- ・EDINET (金融庁の開示書類閲覧ホームページ) で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト (<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>) でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この交付目論見書により行う受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月17日に財務省関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の発生の有無は、代行協会員のホームページ (www.mitasec.com) でご確認ください。なお、効力が発生していない場合には、本書に記載された内容につき訂正が行われることがあります。
- ・ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。
- ・投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券の1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの目的は、世界の投資可能な優良ヘッジファンドに分散投資を行うことにより、リスクを管理しながら、投資家に対し長期にわたり安定した投資リターンを提供することです。ファンドは、資産保全に注力しつつ、魅力的な絶対収益の獲得を目指します。

ファンドの特色

1 世界のヘッジファンドに分散投資することにより、投資目的を追求します。

- 「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。
- ファンドの主な投資対象は、広義に「ヘッジファンド」として定義しうるオルタナティブ投資ファンドです。
- 投資運用会社は、そのネットワークを活用して、世界全体で投資候補となるヘッジファンドを発掘し、徹底的な調査（デューデリジェンス）を行った上、優良ファンド（最低3つ）に分散投資します。

※投資対象ファンドについては、4頁をご参照ください。

2 ファンドの基準通貨（米ドル）以外の通貨に対するファンドの為替リスクのヘッジは行いません。

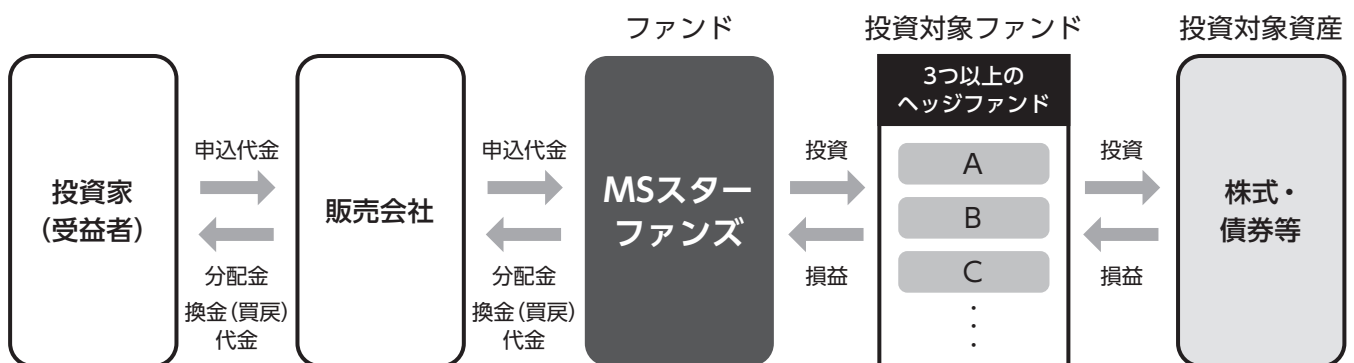
3 年2回（原則として毎年9月および3月）、分配を行うことを検討します。

（注）受託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※証券市場および経済全般の状況および動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。



ファンドの目的・特色

運用体制

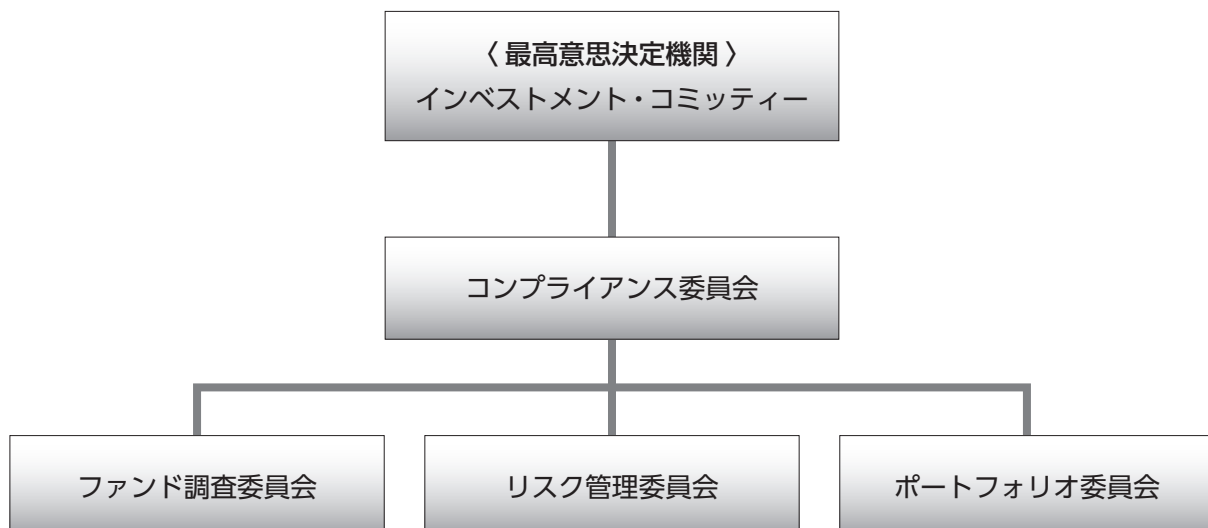
ファンドは、三田証券株式会社の100%子会社である三田キャピタル・プライベート・リミテッドが運用します。

- シンガポールに拠点を置き、グローバルに優良ファンドの発掘に注力します。
- 幅広いオルタナティブ運用商品の取扱い実績がある、三田証券株式会社グループのネットワークを活用します。

ファンドの運用体制

ファンドの運用は三田キャピタル・プライベート・リミテッドが行います。ファンドの管理会社でもある同社は、受託会社との投資運用契約に基づき投資運用会社に任命され、同契約に従い、以下の運用管理体制により投資運用業務にあたります。

- ① 投資プロフェッショナルにより構成される運用部門がポートフォリオ・マネージャー（資産の運用を行う運用担当者）として投資業務にあたります。
- ② ポートフォリオ・マネージャーは、投資先候補ファンドの発掘業務、ファンド・ポートフォリオの配分に係る管理業務、並びに既投資先ファンドのモニタリング業務等を行います。
- ③ 運用部門に在籍するポートフォリオ・マネージャーは、ファンド調査委員会、ポートフォリオ委員会、リスク管理委員会に分かれ、それぞれ新規投資先ファンドの決定、ファンド・ポートフォリオの配分決定、ファンド・モニタリングに基づく投資先ファンドに関する投資アクションの決定についてそれぞれ各委員会で討議を行います。
- ④ 各委員会で立案された投資アクションは、最終意思決定機関であるインベストメント・コミッティーにおいて、さらなる討議を行った上で最終意思決定が行われます。
- ⑤ 各委員会の議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告され、インベストメント・コミッティーへの付議案は事前に同委員会がチェックすることで牽制機能を確保します。



ファンドの目的・特色

ファンドの主な投資制限

投資ガイドライン

- (a) ファンドの純資産の50%を超えて、銀行預金を含む現金・現金同等物を保有しません。
- (b) ファンドの純資産の35%を超えて、単一の投資先ファンドの受益証券もしくは株式に投資しません。
- (c) ファンドの資産は、3つ以上の投資先ファンドに配分します。
- (d) 一運用会社が運用するある特定の戦略へのファンドの投資は、当該運用会社が当該戦略で運用する資産の総額の20%を超えないものとします（当該戦略が、一もしくは複数の投資ファンドもしくは勘定を通じて運用されるか否かを問いません）。

投資制限

- (a) ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることとなる場合、有価証券の空売りを行うことはできません。
- (b) 借入れの結果、借入れの未返済総額が純資産価額の10%を超えることとなる場合には、借入れを行うことはできません。ただし、特別な状況（他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。）においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- (c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません。
- (d) 非上場または即時に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られるファンドの純資産価額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。
- (e) 投資対象の購入、実行または追加の結果、ファンドの資産価額の50%超が、日本の金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成される場合、かかる投資対象の購入、投資の実行または追加を行うことはできません。
- (f) 主な投資対象として定められているもの以外に投資することはできません。
- (g) (i) 管理会社自身または管理会社の取締役を相手方として取引を行うこと、(ii) 管理会社またはファンドもしくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと、(iii) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うこと、はできません。
- (h) 同一発行体により発行される株式または投資信託の受益証券の保有価額（「株式等エクスポージャー」）、同一の発行体により発行される債券等の保有価額（「再検討エクスポージャー」）、または同一のカウンターパーティーを相手方とするデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対して発生する正味エクスポージャー（「デリバティブ・エクスポージャー」）は、それぞれファンドの純資産総額の10%を限度とします。
- (i) 同一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計がファンドの純資産価額の20%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジションまたは当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないものとします。
- (j) 管理会社が事前に定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および他の類似の取引を行うことはできません。
- (k) 純資産価額が10億円を下回るファンドへの新規投資または追加投資を行うことはできません。
- (l) 買戻請求の通知に必要な期間が3ヶ月を超える投資先ファンドに投資することはできません。
- (m) 不動産または現物商品へ直接投資することはできません。
- (n) ファンドの指定された銀行口座以外の口座で余剰現金を保有することはできません。
- (o) 他の者に貸付を行うことはできません。

ファンドの目的・特色

分配方針

年2回（原則として毎年9月および3月）、収益および実現キャピタル・ゲインから分配を行うことを検討します。なお、受益者はその選択により、分配金の全額（一部は不可）を再投資することができます。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

*受託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

投資対象ファンドについて

本書の日付現在、投資対象となるヘッジファンドは決定されておられません。

受益証券1口当たり純資産価格の変動要因

- ファンドは、世界のヘッジファンドに分散投資しますので、投資先ヘッジファンドに組入れられた資産の値動きにより、受益証券の1口当たり純資産価格は変動します。また、ファンドが米ドル建以外の外貨建投資対象に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- さらに受益証券は、1口当たり純資産価格が米ドル建で算出されるため、円貨でお受取りの際には、為替相場の影響も受け、米ドル建では投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは損失を被ることがあります。
- したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ファンドの運用による損益および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、下記のファンド・オブ・ファンズ方式の運用に係るリスクならびに価格変動リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、カントリーリスク等の一般的リスクがあります。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

ファンドの投資戦略に関するリスク

ファンドは、投資運用会社が選定する複数のヘッジファンドに分散投資することにより投資目的の達成を目指します。投資先ファンドの成功は、投資先ファンドの運用会社の能力に依拠しており、ファンドの成功は、投資運用会社が当該運用会社を特定し、成功が見込める投資セクターおよび投資戦略を識別できるか否かに依拠します。ファンド・オブ・ファンズ方式での運用に伴うリスクおよび投資先ファンドの戦略に付随するリスクは以下のとおりです。

< ファンド・オブ・ファンズ構造への投資 >

複数段階でかかる報酬・手数料

ファンドの直接費用に加えて、ファンドは、各投資先ファンドの投資者として、各投資先ファンドの費用の按分比例割合を間接的に負担します。これらの間接的費用には、各投資先ファンドが課す運用報酬、成功報酬、受託報酬、一般管理事務代行報酬、保管報酬、各投資先ファンドの設定・開示・運営に関する費用、各投資先ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および銀行手数料等が含まれます。

投資先ファンドの運用会社の独立性

一般的に、投資先ファンドの運用会社は、相互に完全に独立して投資を行います。投資先ファンドの運用会社が機密情報としている情報についてはアクセスできない場合があり、その結果、投資先ファンドの運用会社の選定および評価が難しくなる可能性があります。

投資先ファンドの運用会社に対する限定的コントロール

投資先ファンドの運用会社に対する投資者として、ファンドは、第三者である投資先ファンドの運用会社が選定するブローカー、保管会社およびカウンターパーティーならびに税務・会計手続きに依拠しなければなりません。また、通常、ファンドは、全体的な純資産価額のみを入手することができ、投資先ファンドの運用会社のポジションに関連する取引データにアクセスすることはできません。

投資先ファンドの運用会社の不正行為または判断の誤り

投資運用会社は、最高水準の誠実さをもってファンドの資産の投資に当る投資先ファンドの運用会社のみを選定するよう努めますが、選定された投資先ファンドの運用会社の日々の運用に対してファンドのコントロールは及びません。その結果、ファンドは、ファンドが委託する投資先ファンドの各運用会社がこの業務執行水準に適合することを保証することはできません。

投資リスク

投資先ファンドの流動性および投資可能なファンドは限られていること

投資先ファンドの運用会社の流動性および透明性は限られており、ファンドからの投資の受け入れが可能な投資先ファンドも限られていることから、ファンドの資産配分の柔軟性およびリスク・コントロールは制限されます。投資先ファンドの運用会社が大きな損失を出した場合や、当該運用会社が事前に公表している取引方針・戦略から逸脱していると投資運用会社が判断した場合でも、ファンドは、何ヶ月間も当該運用会社から資本を引き揚げるできない可能性があります。

< 為替リスク >

投資運用会社は、ファンドの資産を米ドル以外の通貨建ての資産に投資する可能性があり、時に、ファンドの資産の大部分が米ドル以外の通貨建てになる可能性もあります。投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行わず、またその他の為替リスクの回避方法を追求しないため、受益証券は、米ドルと当該投資対象の通貨との間の通貨変動リスクにさらされ、受益証券1口当たりの純資産価格の減少につながる可能性があります。また、投資先ファンドの資産は米ドル以外の通貨で表示されている場合があり、投資先ファンドの運用通貨と投資先ファンドの投資の表示通貨との間の為替レートの変動により、投資先ファンドの運用通貨の価値が変動する可能性があります。ファンドは米ドル建てですので、日本円によって投資する投資者の場合には為替相場の変動によっては換金時の円貨受取額が円貨投資額を下回る可能性があります。

< デリバティブ商品 >

投資運用会社は、様々なデリバティブ商品（先物取引、オプション取引、先渡し取引、スワップ、およびボラティリティがあり投機的なその他のデリバティブを含みます。）を利用する投資先ファンドに投資することがあります。ポジションによっては、急激かつ大きな時価の変動にさらされることがあり、その結果、損益の金額が変動します。デリバティブ商品の利用には、カウンターパーティーの信用リスクに加えて、価格の決定および評価が困難であるというリスク、デリバティブの価値の変動が関係する原資産、レートまたは指数と完全には連動しないというリスク（これらに限られません）が伴います。

< 特定投資対象として指定される資産 >

管理会社は、受託会社の同意を得て、かつ投資運用会社と協議の上、一もしくは複数の投資対象を特定投資対象として指定する場合があります。特定投資対象として指定された場合、管理会社は、特定投資対象への各受益者の参加を表す別個のクラスの受益証券を発行するものとします。これらの受益証券は、特定投資対象に関する換金事由が発生するまでは、当該受益者の残りの受益証券が償還されたとしても、償還されることはできません。管理会社は、かかる指定を行う権限を投資運用会社に委任することができ、および／または投資運用会社または投資顧問会社の助言に基づいて当該指定を行うことができます。

< 投資機会の追求と市場の不確実性 >

魅力的な投資対象を特定、実行および実現する行為は、高い不確実性を伴います。管理会社が投資目的を充足することのできる投資対象を特定し、実行し、その価値を実現できる保証、または投資運用会社が投資戦略と一致する方法でファンドの資産を全額投資できる保証はありません。

< ヘッジ >

投資先ファンドは、一般にリスク管理を目的として、デリバティブ、オプション、金利スワップ、スワップション、キャップおよびフロア、先物および先渡し取引等、様々な金融商品を利用することがありますが、特定のヘッジが適切である保証および一定のリスクが正しく測定される保証はありません。投資先ファンド毎に異なるヘッジ戦略が採用される可能性があり、その結果、ファンドの段階において、これらの影響が抑制または拡大される結果となる可能性があります。

投資リスク

< エクイティ証券への投資 >

投資先ファンドの資産は、普通株式および類似のエクイティ証券に投資される可能性があります。エクイティ証券は、一般に、発行体の資本構成において最も下位にあるため、通常、発行体の資産に対するすべての上位債権が完済された後の残余資産（もしあれば）に対して権利を有します。普通株式の保有者は通常、発行体の業務執行等決定機関が宣言した場合にのみ、その宣言された範囲内で、発行体の上位証券の利息、配当およびその他の要求される支払が行われた後に残る充当可能な収益またはその他の資産から配当を受け取る権利を有します。ワラントおよび新株購入権は、その保有者に対して、その他の持分証券を取得する権利を付与する証券であり（義務付けるものではありません。）、発行体の資産に対する権利を表章するものではありません。その結果、ワラントおよび新株購入権は、その他の種類のエクイティ証券への投資よりも投機的であるとみなされます。

< 新規公開株への投資 >

投資先ファンドの資産は、新規株式公開によって発行される企業の証券に投資されることがあります。かかる証券は、多くの場合、より確立されている大手の公開株式会社よりも潜在的に高い収益および売上の成長の可能性があります。したがって、株価が大きく上昇する可能性があります。ただし、かかる企業は、事業サイクルの初期段階にあり、業歴が限られているという点で、当該証券に付随するリスクは高くなる可能性があります。

< 市場リスクおよび流動性 >

投資先ファンドの投資プログラムの大部分の収益性は、有価証券およびその他の投資対象の将来の価格の動きを正確に評価できるかどうか、および／または当該評価を行う際の投資先ファンドの運用会社のパフォーマンスに大きく左右されます。投資先ファンドの運用会社が価格の動きを正確に予測できるという保証はありません。投資先ファンドは、ロング・ポジションおよびショート・ポジションまたはその他の方法を利用することにより、市場リスクの軽減を試みる場合がありますが、常に一定程度の（時に重大な程度の）市場リスクが存在します。さらに、投資先ファンドは、その資産が投資される商品の市場の流動性が低下した場合には悪影響を受ける可能性があります。その結果、投資先ファンドがポジションの調整を迅速に行うことができなくなる可能性があります。

< 空売り >

投資先ファンドは、その全額がカバーされている（またはカバーされていない）空売りを行う場合があります。空売りした証券の市場価格が上昇を続けた場合には、理論上、空売りの損失額は無限に拡大する可能性があります。

< 小規模企業または未成長企業 >

投資戦略の実施において、投資先ファンドは、時価総額が中小規模である企業の証券に投資する場合があります。かかる証券は多くの場合、著しい潜在的値上がりの可能性を提供する一方、一部の企業の証券、特に時価総額が低い企業の証券は、ある点において、大規模な企業の証券への投資よりも高いリスクを伴います。

※受益証券への投資に伴うリスク要因は、上記に掲げられたリスク要因に限られません。詳細は、請求目論見書をご確認ください。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクに対する管理体制

ヘッジファンドは、リスクという点で通常の伝統的資産の運用よりも複合的な側面を有しています。

そのため、投資運用会社では、投資方針、投資対象、投資制限等に係る遵守状況のチェックのみならず、想定されるあらゆるリスク要因をいち早く感知し特定する観点から、第一段階のリスク管理を運用部門が担います。

具体的には、投資先ファンドが一貫した投資哲学の下で運用を継続できているか否かを確認するため、運用体制の変更等、運用に影響を与える重要な変更事象の把握に加え、月次で運用パフォーマンスのモニタリングを行い、定量的な基準に基づき必要と判断した場合には投資先ファンドの運用会社へのヒアリングを含め状況の詳細調査を行います。

これらのモニタリング結果、調査結果については、運用部門内に設けたリスク管理委員会で報告され、必要な投資アクションに関する討議が行われます。

第二段階のリスク管理はコンプライアンス部門が担います。

リスク管理委員会での議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告されると共に、モニタリング結果に基づく投資アクションを最終意思決定機関であるインベストメント・コミッティーに諮る際、付議される内容を事前にチェックします。

新規の投資先ファンド採用については、運用部門内のファンド調査委員会で、また、ポートフォリオ管理と配分変更についてはポートフォリオ委員会で討議が行われます。

この過程においても、各委員会の議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告され、これら討議内容に基づきインベストメント・コミッティーに諮られる付議事案については、全て事前にコンプライアンス委員会チェックを行います。

投資運用会社は、こうした体制により運用に対する牽制機能を含むリスクの管理体制を確保しています。

〈投資に係るリスク管理の主要なチェック項目〉

既存投資先ファンドに関するもの

- 運用パフォーマンスのモニタリングによる詳細ヒアリングの要否チェック
- 運用に影響を及ぼしうる投資後に発生した変更事象のチェック
- 上記に基づく投資継続の可否

新規投資先候補ファンドに関するもの

- 過去の運用成果と運用報酬の妥当性チェック
- 投資先ファンド運用会社のバックグラウンド等チェック

ファンドのポートフォリオ全体に関するもの

- 投資方針、投資対象、投資制限等に関する遵守状況チェック
- 投資先ファンド配分状況の当初配分からの乖離状況チェック
- ポートフォリオの流動性チェック

ファンドの段階では、デリバティブ取引等を行いません。ただし、投資先ファンドにおいては、デリバティブ取引等が行われる可能性があります。

(注) 上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

投資リスク

参考情報

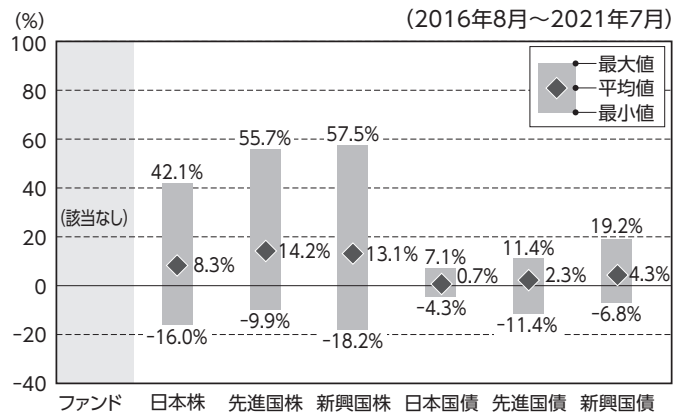
グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース) ・年間騰落率の推移

ファンドは、2021年10月25日から運用を開始するため、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：指数提供会社のデータを基に 小野グローバル法律事務所が作成

- ※ 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。ファンドは、2021年10月25日から運用を開始するため、運用開始から1年未満の時点では年間騰落率は算出されません。
- ※ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ ファンド、先進国株および新興国株の年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

< 代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について >

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数 (TOPIX) に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株)東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	S&P先進国大中型株指数 (除く日本、韓国、米ドルベース) (配当込み)	S&P先進国大中型株指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
新興国株	S&P新興国総合指数 (配当込み、米ドルベース)	S&P新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) およびFTSE新興国市場国債インデックス (円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)	

(注) 海外の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数 (S&P先進国大中型株指数 (除く日本、韓国) および S&P新興国総合指数は米ドルベース) を使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

運用実績

ファンドは、2021年10月25日から運用を開始するため、該当事項はありません。なおファンドにベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入 (申込) 期間	<p>当初申込期間：2021年10月4日(月)から2021年10月21日(木)まで 継続申込期間：2021年10月26日(火)から2022年9月30日(金)まで (注) 申込期間は、継続申込期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。</p>
購入 (発行) 価格	<p>当初申込期間 (2021年10月4日から2021年10月21日まで)： 受益証券1口当たり1米ドル 継続申込期間 (2021年10月26日から2022年9月30日まで)： 申込日の直前の評価日の評価時点に計算される受益証券の1口当たり純資産価格 (注1)「申込日」とは、原則として、各月の最初のファンド営業日をいいます。以下同じです。 (注2)「ファンド営業日」とは、原則として、シンガポールと日本の銀行が通常の銀行業務のために営業している各日(土日または法定休日を除きます。)をいいます。以下同じです。 (注3)「評価日」とは、各月の最終のファンド営業日をいいます。以下同じです。 (注4)「評価時点」とは、各評価日において最後に営業を終了する関連市場の営業終了時点をいいます。以下同じです。</p>
購入 (申込) 単位	<p>当初最低申込金額は100,000米ドル以上。追加最低申込金額は10,000米ドル以上。申込金額の最小単位については、販売会社にお問い合わせください。 (注1) 申込みは米ドル単位で行われ、該当する受益証券1口当たりの価格で計算された口数の受益証券が割り当てられます。 (注2) 上記の追加最低申込金額は、分配金の再投資には適用されません。</p>
購入 (申込) 代金	<p>当初申込期間 (2021年10月4日から2021年10月21日まで)： 投資者は、当初申込期間の最終日までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払います。 継続申込期間 (2021年10月26日から2022年9月30日まで)： 投資者は、該当する申込日の4ファンド営業日前までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払います。 (注) 購入代金は、「外国証券取引口座約款」および当該約款の変更契約に従い、米ドルで支払うものとします。 ※申込手数料については、13頁の「ファンドの費用」をご参照ください。</p>
購入 (申込) 締切時間	<p>当初募集期間においては、当初募集期間の最終日までに販売会社が受け付けた買付申込みをファンドの当初募集期間の受付分として取り扱います。当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買付申込みは、翌月の受付分として取り扱います。 継続募集期間については、該当する申込日の4ファンド営業日前までに販売会社が受け付けた買付申込みを、ファンドの当該月の受付分として取り扱います。当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買付申込みは、翌月の受付分として取り扱います。</p>
換金 (買戻) 単位	1口以上1口単位とします。
換金 (買戻) 価格	<p>買戻日の直前の評価日の評価時点に計算される1口当たり純資産価格 (注)「買戻日」とは、原則として、各四半期の最初のファンド営業日をいいます。以下同じです。</p>
換金 (買戻) 代金	<p>通常、買戻日から1～2ヶ月以内にファンドから販売会社に対して買戻金が現金で支払われます。販売会社は、当該買戻金を受領したことを確認した後速やかに投資者に対して買戻代金をお支払いいたします。 (注) 買戻代金は、「外国証券取引口座約款」および当該約款の変更契約に従い、円貨または米ドルで支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドルへの換算は東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとします。</p>
換金 (買戻) の申込締切時間	<p>該当する買戻日の100暦日前の日の日本における前営業日までに販売会社が受け付けた換金(買戻)の申込みを、ファンドの当該月の受付分として取り扱います。当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される換金(買戻)の申込みは、翌四半期の受付分として取り扱います。</p>

手続・手数料等

換金（買戻）制限	受託会社は、各ファンド取引日において、ファンドの発行済受益証券の30%超の買戻請求を受領した場合には、投資運用会社と協議の上、受益証券の買戻しを、その時点で発行されている受益証券の総数の30%に制限することができます。
購入・換金（買戻） 申込受付の中止 および取消し	<p>受託会社は、以下の期間の全部または一部について、投資運用会社および管理事務代行会社と協議の上、純資産価額の計算、受益証券の発行、買戻しまたは買戻代金の支払を延期または停止することができます。</p> <p>(a) ファンドの投資対象の重要部分が取引されている証券取引所が通常の休日以外にクローズしている期間または当該取引所における取引が制限もしくは停止されている期間</p> <p>(b) ファンドが投資する投資先ファンドが、その形式を問わず支払の遅延または繰延べ（決済の遅延、制限または停止条項を含む）を実行している期間</p> <p>(c) 緊急事態の結果、(i) ファンドが所有する投資対象の重要部分の処分が合理的に実行不可能であり、受益者の利益を著しく損なう可能性がある場合、または(ii) ファンドがその純資産価額を公正に決定することが合理的に実行不可能である場合</p> <p>(d) ファンドが、すでに受理されているいずれの買戻請求も、該当するクラスの運用通貨をもって合法的に充足させることができない期間</p> <p>(e) ファンドの投資対象の重要部分の価格の決定に際し通常用いる通信手段に故障が生じている期間</p> <p>(f) 疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、社会不安、暴動、ストライキもしくは天災により、またはこれに起因して、投資運用会社または管理事務代行会社のファンドに関する業務の運営が、実質的に中断または閉鎖されている期間</p> <p>(g) 受託会社が、ファンドの解散を決議した場合</p> <p>管理事務代行会社は、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了した時も受益者に通知を行うものとしします。</p>
信託期間	原則として、信託宣言の日付（2021年2月12日）から149年経過した日に終了します。
繰上償還	受託会社は、信託証書に定める一定の場合には、受益者に書面で通知することにより信託期間満了日前にファンドを終了することができます。また、ファンドは、受益者の特別決議によって、いつでも終了されます。
決算日	<p>毎年3月31日</p> <p>(注) 受託会社の決定に基づき、管理会社は2022年7月13日に関東財務局長に訂正届出書を提出し、最初の決算日を2022年3月31日から2023年3月31日に延長しております。</p>
収益分配	<p>受託会社は、年2回（9月末および3月末）、ファンドの収益および実現キャピタル・ゲインから分配を行うことを検討します。(受託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>(注) 受益者はその選択により、分配金の全額（一部は不可）を再投資することができます。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額に特に定めはありません。
運用報告書	管理会社は、決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律198号）に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出します。交付運用報告書は、販売会社を通じて日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は、代行協会員のホームページに掲載されます。
課税上の取扱い	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。
その他	受益証券の申込みを行う日本の投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」および当該約款の変更契約を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入(申込み)時手数料	申込金額の3.30%(税抜3.00%)を上限とします。申込手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として支払われます。 ※申込手数料には消費税が課せられます。
換金(買戻し)手数料	ありません。

投資者が受益証券の保有期間中に信託財産で間接的に負担する費用

純資産価額に対して年率1.1%を乗じた額および純資産価額に年率0.04%を上限とする料率を乗じた額(ただし、年間報酬の最低額が適用される場合があります。)および年間17,500米ドルならびに下記の成功報酬およびその他費用・手数料がファンドの資産より控除されます。さらに、投資先ファンドの報酬および費用が投資先ファンドにおいて直接課されます(詳細は、後記「投資先ファンドの運用管理費用」をご参照ください)。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率								
運用報酬	投資運用会社	ファンド資産の運用業務	純資産価額の年率0.5% (毎月計算、四半期毎後払い)								
成功報酬			成功報酬計算期間中における1口当たり純資産価格のハイウォーターマーク(※15頁をご参照)を上回る上昇の10% (毎月計算、四半期毎後払い)								
受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務およびファンド資産の保管業務	年間17,500米ドル								
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドおよび各クラスの純資産価額の計算、ファンドの帳簿および記録の作成・保管、マネー・ロンダリング/テロ資金供与防止に関する法令遵守の確保、投資者からの受益証券の申込みおよび買戻請求の受付・処理、受益者名簿の作成・保管ならびにファンドに関するその他の事務管理サービス	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理事務代行報酬(年率)</th> <th>管理中の資産額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.04%</td> <td>1億米ドルまで</td> </tr> <tr> <td>0.03%</td> <td>次の1億米ドルまで</td> </tr> <tr> <td>0.02%</td> <td>2億米ドル超</td> </tr> </tbody> </table> 年間最低報酬額は、初年度24,000米ドル、次年度以降27,600米ドル	管理事務代行報酬(年率)	管理中の資産額	0.04%	1億米ドルまで	0.03%	次の1億米ドルまで	0.02%	2億米ドル超
管理事務代行報酬(年率)	管理中の資産額										
0.04%	1億米ドルまで										
0.03%	次の1億米ドルまで										
0.02%	2億米ドル超										
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券の1口当たり純資産価格の公表等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務	純資産価額の年率0.1% (毎月計算、四半期毎後払い)								
販売報酬	販売会社	日本における受益証券の販売および換金(買戻し)の取扱業務ならびに投資者への運用報告書の送付を含む投資者に対する一定の顧客サービス業務	純資産価額の年率0.5% (毎月計算、四半期毎後払い)								
その他費用・手数料	上記の報酬に加えて、以下を含みますが以下に限定されない、その投資活動および運営に付随するその他すべての費用がファンド資産から控除されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立費用 ・ 売買委託手数料、有価証券の売買に関する費用等の投資プログラムに関する費用 ・ 政府または政府機関に支払われるすべての税金および手数料 ・ 規制遵守および書類提出に関する費用 ・ 監査報酬、弁護士報酬およびその他の専門家報酬 ・ 目論見書、受益者宛の報告書および通知の作成、印刷および配布費用 ・ 訴訟その他の臨時費用 ※その他費用・手数料は、実費としてファンド資産から控除されます。 ※その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。さらに、投資者は、各投資先ファンドに係る手数料・報酬および費用を、以下のとおり、間接的にご負担いただくこととなります。										

投資先ファンドの運用管理費用

上記のファンドの費用に加えて、ファンドは、投資先ファンドの投資者として、各投資先ファンドの目論見書に記載される費用の按分比例割合を間接的に負担します。これらの間接的費用には、各投資先ファンドの目論見書に記載される運用報酬、成功報酬、受託報酬、一般管理事務代行報酬、保管報酬等の報酬、ならびに各投資先ファンドの設定・開示・運営に関する費用、各投資先ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および銀行手数料等が含まれます。(注) 本書の日付現在、投資先ファンドは決定されておりません。

※ 上記手数料等の合計額については、投資者の皆様のご購入金額やファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

ファンドの費用・税金

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人のお客様に適用される源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税されます。 分配金に対する源泉徴収税率は、20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) となります。)
換金 (買戻し) 時 および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税されます。 換金 (買戻し) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対する源泉徴収税率は、 20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) となります。)

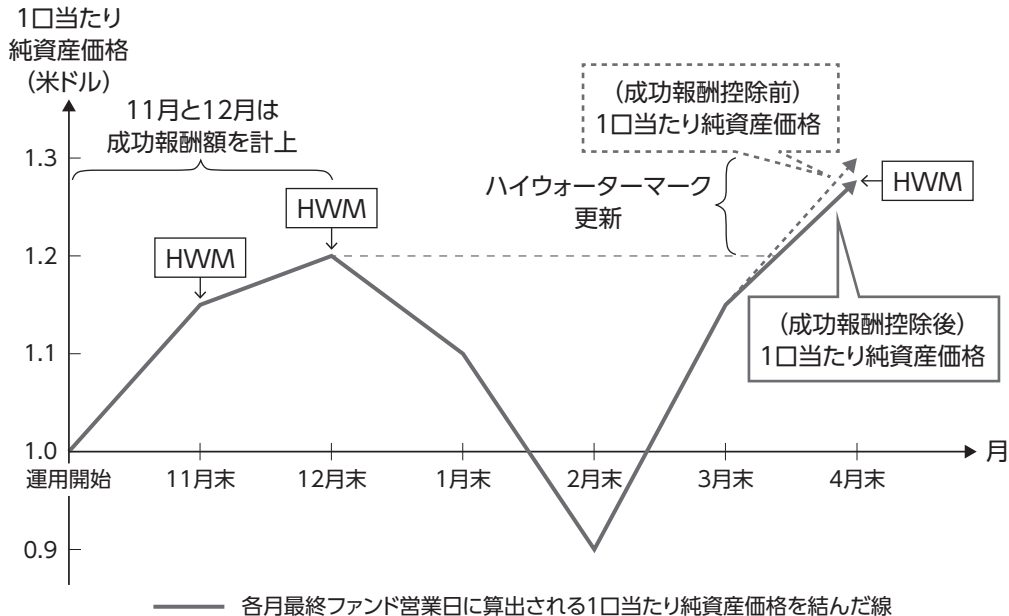
- 上記は、本書の日付現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 法人投資者の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

成功報酬について

ハイウォーターマークについて

ハイウォーターマークは、成功報酬額を計上した場合、同計上日（月末最終ファンド営業日）の1口当たり純資産価格（成功報酬控除後）により更新され、次の評価日（翌月末最終ファンド営業日）以降の成功報酬額計算に適用されます。

< ハイウォーターマーク (HWM) と成功報酬のイメージ* >



(単位：米ドル)

	運用開始時	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
① (成功報酬控除前) 1口当たり純資産価格	-	1.1667	1.2056	1.1000	0.9000	1.1500	1.3000
② 直前ハイウォーターマーク	1.0000	1.0000	1.1500	1.2000	1.2000	1.2000	1.2000
③ 成功報酬額 [(①-②)×10%]	-	0.0167	0.0056	-	-	-	0.0100
④ 1口当たり純資産価格 [①-③]	1.0000	1.1500	1.2000	1.1000	0.9000	1.1500	1.2900
ハイウォーターマーク更新	-	あり	あり	なし	なし	なし	あり
月末時点ハイウォーターマーク	1.0000	1.1500	1.2000	1.2000	1.2000	1.2000	1.2900

- 上記の例では、11月、12月、4月の各月ファンド最終営業日にハイウォーターマークが更新されています。
- 各月末において、同日の成功報酬控除前1口当たり純資産価格がそれまでのハイウォーターマークを上回った場合、両者の差の10%が成功報酬額として計上されます。
- 月末の段階で計上された成功報酬額はその時点で確定し、1口当たり純資産価格に反映されますので、たとえその後1口当たり純資産価格が下落したとしても、成功報酬が減額ないし払い戻されることはありません。
- また、申込の際に直前のハイウォーターマークを下回る1口当たり純資産価格で購入した投資者は、ファンドの1口当たり純資産価格がそのハイウォーターマークを回復するまで成功報酬を負担しないこととなります。

※上記は、1口当たり純資産価格に対する成功報酬額のイメージをお示しするために作成したものであり、実際の1口当たり純資産価格、成功報酬額をお示したものではありません。